

2023年5月8日

事業者の皆さまへ

クリアウォーターOSAKA株式会社

大阪市暴力団排除条例に基づく「誓約書」の提出について

弊社では、大阪市暴力団排除条例に基づく暴力団排除対策として、大阪市と同様に一定金額以上の契約について、相手方となった元請負人及び下請負人の方から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出いただいているところです。

今般、大阪市において、暴力団排除対策を一層強力に推進するため、誓約書の提出にかかる基準をより厳格とする見直しが行われ、契約金の多寡にかかわらず、原則、元請負人との契約及び下請契約すべてにおいて誓約書の提出を求めることとなりました。

この見直しに合わせ、弊社においても次のとおり誓約書の提出にかかる取扱いを見直しますので、弊社と契約していただく元請負人（契約相手方）及び下請負人の方におかれては、次のとおり「誓約書」を提出いただくようお願いいたします。

記

1 提出の対象

①弊社と契約を締結する請負契約等（工事請負、業務委託、修繕請負、物品買入その他の調達及び不動産又は物品の売払い）の契約における、全ての元請負人（契約相手方）及び下請負人（弊社と元請負人の契約金額及び下請契約の契約金額にかかわらず全てが対象）

ただし、次に該当する場合は、この限りではありません。

(1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は大阪市の外郭団体である場合
(下請負人も同様)

(2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合（下請負人も同様）

例：弊社からの申込みにより契約するもの（ガス、水道等の供給契約、保険加入契約、施設の借入、ソフトウェアライセンス契約等）
弁護士への法律相談に関する契約等

②工事請負契約においては、施工体制台帳に記載されない資材・原材料等の納入業者や警備業者、運送業者等の大阪市暴力団排除条例第7条第2号の規定に該当する者は除きます。ただし、弊社が提出を求める必要があると判断した場合は提出が必要となります。

2 適用

・2023年6月1日から

①事後審査型制限付一般競争入札及び意向反映型指名競争入札

: 2023年6月1日以降に案件を掲載するもの

②指名競争入札

: 2023年6月1日以降に当社が指名を行うもの

③その他の入札及び契約（弊社各所属における契約申込書による随意契約も含む。）

: 2023年6月1日以降に契約を締結するもの

3 誓約書の様式

- ・別紙のとおり

※元請負人（契約相手方）用、下請負人用、売払い用とも同一様式です。

誓約書は表面・裏面がありますので、両面印刷のうえ提出してください。

（片面印刷で提出する場合は、ホッチキス留めの上割印を押印してください。）

4 提出先

○元請負人（契約相手方）の方

- ・事後審査型制限付一般競争入札（電子入札）は入札参加資格審査時に、その他の入札及び契約のうち経理課契約案件は、契約締結時に誓約書を総務部経理課へ提出してください。
- ・その他の入札及び契約のうち弊社各所属との契約案件は、契約締結時に当該各所属に提出してください。

○下請負人の方

- ・当該下請契約を締結する際に元請負人を通じて当社監督職員へ提出してください。

5 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

- ・元請負人（契約相手方）の方が暴力団員又は暴力団密接関係者と判明した場合は、当該契約を解除します。

6 誓約書を提出しない場合に対する措置

- ・誓約書を提出しない元請負人（契約相手方）の方とは、契約を締結しません。
- ・大阪市入札参加資格を有する元請負人（契約相手方）及び下請負人に対しては、その旨大阪市に報告します。

7 担当

クリアウォーターOSAKA株式会社 総務部 経理課 （営業時間：平日 9：00～17：30）

TEL：06-6121-6026 FAX：06-6121-6034

電子メールアドレス：keiyaku@clearwater-osaka.co.jp

年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役 様

所 在 地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

印

生 年 月 日

年 月 日生

〔 契約書に押印する
印鑑と同一印 〕

誓 約 書

私は、大阪市及び貴社が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業及び貴社の工事その他の事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の案件の受注・買受等に際して、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、貴社から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 私は、本誓約書その他提出した書面等が、貴社を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が大阪市暴力団排除条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、（私が下請負人である場合は元請負人を通じて）当該誓約書を貴社に提出します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条第2号に規定する者について、貴社からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、（私が下請負人である場合は元請負人を通じて）貴社に提出します。
- 6 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、貴社から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者